

# 自主確認表① ～求人募集等を行う前に(高校)～

◎求人活動・採用選考等を行う前に再確認をお願いします。

## 1. 求人申込み

- 求人数は、「高校卒業者対象の採用人数」であり、他の求人(大学等や中途採用)と併せることはできないこと。  
求人数が充足にならない限り、求人申込みを行った「翌年6月末まで有効」となること。
- (研修日程等により翌年6月末まで募集継続できないことが事前に判明している場合には、あらかじめ受付期間を設定することをお勧めします。)※年度途中の求人募集中止や募集人員削減は指導の対象となります。事業規模縮小等により、やむを得ず行う場合であっても、あらかじめ職業安定局長の定める様式でハローワークに通知する必要があります(職業安定法施行規則第35条第2項)。
- 高卒求人は、原則、求人内容の変更はできないこと。  
※学校卒業見込者(高校卒業者)等については、特に配慮が必要であることから、労働条件を変更することは不適切です。

※冊子「新卒者募集のために」はじめに、P1～5、26、56～58をご参照ください。

## 2. 高卒求人票

- 求人票の返戻・求人公開は、7月1日から可能となること。
- 学校訪問(学校への求人送付)は7月1日から可能となるが、その際は必ず「ハローワークの確認印が押印された求人票」を使用すること。  
文書募集は7月1日から可能となるが、下記①～③すべての条件を満たす必要があること。
- ①ハローワークの確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。  
②広告等掲載にあたっては、ハローワーク名・求人番号を掲載すること。  
③応募者の受付は学校またはハローワークを通じて行うこと。

※冊子「新卒者募集のために」P1～5、56～58をご参照ください。

- 「自主確認表①(表面)及び②(裏面)」の内容について理解しました。
- 冊子「'25新卒者募集のために」、冊子「採用と人権」のほか、説明動画を視聴し、「東京都高等学校就職問題検討会議の申し合わせ」等の内容を理解しました。

令和 年 月 日

事業所名:

役職・担当者氏名:

平日昼間に連絡がつく電話番号:

F A X 番号 0 3 - 3 8 1 2 - 5 0 9 5

～この面(自主確認表①)を

F A X または 郵送にてお送りください～

### 【求人者マイページから申込の場合】

求人者マイページの「ハローワークへの連絡事項」欄に「自主確認表・説明動画確認済/役職・担当者氏名/平日昼間に連絡がつく電話番号」を入力していただくことで提出を省略することができます。

## 自主確認表② ～採用選考等を行う前に(高校)～

◎求人活動・採用選考等を行う前に再確認をお願いします。

### 3. 応募前職場見学

- 応募前職場見学を実施する前に、受入れ方法を確認すること。
- 参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。
- 生徒に「職場見学のお願い」「職場見学確認書」以外の書類提出を求めないこと。
- 生徒本人の状況等を聴取したり、選考に繋がる質問をしないこと。
- 生徒に内定と受け取られるような話をしないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、60～63、69～72、93をご参照ください。

### 4. 推薦(応募書類到達)

- 9月5日以降に応募書類(全国統一応募用紙)が到達すること。
- 応募書類以外の用紙(社用紙、アンケート等)を求めないこと。
- 応募を受付け次第、選考日程等を速やかに学校及び学校を通じて本人に連絡すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、56～58、69～72、96～97をご参照ください。

### 5. 採用選考

- 9月16日以降に採用選考(面接、適性検査、学科試験等)を実施すること。
- 本人の適性と能力に関係のない質問は行わないこと。
- 面接前に「就職差別につながるおそれがある14事項」等を熟読すること。
- 採用選考に当たって、身元調査を行わないこと。
- 生徒・学校の事情等によりオンライン面接を実施する際は、学校と事前調整等を行ったうえで実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、56～58、69～74、冊子「採用と人権」等をご参照ください。

### 6. 採否決定

- 採否結果は選考後速やかに決定し、学校及び学校を通じて本人に通知すること。(極力7日以内)
- 不採用者があった場合には、応募書類を学校に返却し、不採用理由を通知すること。
- 求人の内定状況を「新規高卒者採用内定状況報告書」により事業所を管轄するハローワークへ報告すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、56～58、69～74をご参照ください。

### 7. 内定後

- 入社後までは「就職承諾書」以外の書類提出を求めないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、69～74、98をご参照

### 8. 入社

- 就業開始は「卒業日の翌日以降」となること。
- 教育(研修)等は入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P1～5をご参照ください。

上記を踏まえて、公正な採用選考にお臨みください。

【ホームページ掲載場所】東京ハローワーク(ホーム)>ハローワーク一覧>ハローワーク飯田橋>学卒求人>新規高等学校卒業者の求人活動のルールや求人申込手続きについて  
>冊子「25新卒者募集のために」、冊子「採用と人権」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi/jigyounushi/gakusotsukyuuujin\\_2021.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi/jigyounushi/gakusotsukyuuujin_2021.html)

